

春の火災予防運動実施

4/1~4/7

これからの季節は、特に空気が乾燥し、風の強い日が多いことから、火災が発生しやすい時季となります。そこで、来る四月一日から四月七日まで県下一斉に「春の火災予防運動」を実施します。今回の運動の重点は、中心とした死傷防止対策の徹底

- 「火事は怖い」と、ただ漫然と考えているだけでは、火災は防げそうにもありません。どうい場合にも、どんな火災が多いのか、そのためにはどんな注意が必要か——い
- (一) 家庭及び地域における防火対策の推進
 - (二) 防火対象物にかかる防火安全の確保
 - (三) 防災機器等の普及の推進
 - (四) 異常乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

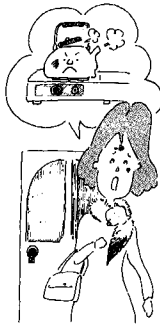
火災のはじまり しめくり

「ここが怖い」
「午前三時」一日のうちに火災による死者が多いのは、深夜から早朝にかけての時間帯です。特に多いのが午前三時台。熟睡しているからでしょうが、家庭では簡易型火災警報器を取り付けるなどして、寝ている間の出火も感知できるようにしたいものです。

「逃げ遅れ」死亡原因で一番多いのはやけどで五二、四〇%となつています。また、死に至つた経過をみると、逃げ遅れが、放火自殺者を除く死者の七〇、六%を占めています。そして逃げ遅れの中でも「気づいたときには火煙が回り、逃げ道がなかった」と思われるケースが最も多くなつています。

「お年寄りや子供」放火自殺者を除く死者のうち、五三、七%は高齢者、乳幼児、病人や体の不自由な人です。お年寄りや子供などの避難場所や避難経路を日ごろから考えておきましょう。

火災に命を奪われないために、このような「傾向」に十分注意し、予防に努めてください。



毎日午後9時は
消防の時間です

水田再編(第三期) 対策はじまる

水田再編第三期対策は、四年連続の不作と転作の超過達成により政府の在庫米水準が著しく低下しているが、米の需給事情は長期的に生産力が必要を上回る見通のもと国では六〇万ヘクタールの要調整面積としている。これにもとづく転作等目標面積、事前売渡申込限度数量は別表の通り。

第三期対策は、奨励加算制度等に所要な改正が加えられ、と共に高い生産力を有する水田の有効利用を図る観点から他用途利用米制度が設けられたことは周知の通りです。

- 4. 他用途利用米の円滑な導入
 - ◎ 具体的な推進方策
 1. 転作を含む水田の有効利用を図る複合営農の確立と農業所得の向上を図る。
 2. 団地化転作(第一種加算)の推進
 3. 地域の創意工夫による転作(第二種加算)の推進
 4. 転作物物の収益性の高い作物栽培体系の確立
 - ◎ 大豆、麦類を転作の基幹作物とする。
 - ◎ 飼料の自給率を高めるため安定多収技術の普及を図る
 - ◎ 園芸作物「野菜、花き球根等」について園芸産地拡大推進運動の展開に即しながら産地化を推進する。
 - ◎ 地域特産作物の定着化を図るため新規作物の導入を検討する。
 - ◎ 他用途利用米の導入によって青刈稲、水田預託等は収益性の低いことから地域の実情に即しこれに誘導する。
 5. 土地合理的利用、農作業受委託の推進
 - 転作を定着化させるには水稲に匹敵する高い収益性を確保する必要がある。このため転作を経営の複合部門として位置づける経営規模が必要である。賃貸借、利用権設定及び農作業受委託制度の活用により中核農家への農地の集積、営農集団への利用集積を図る。
 - 6. 推進体制
 - 村・関係機関及び団体一団としての推進協議会は、転作推進上の問題を把握し解決策を検討する情報活動を充実する等体制の強化を図る。
- 以上推進の概要について記述しましたが目標達成に農家の絶大な御協力をお願いいたします。

火災予防条例を一部改正

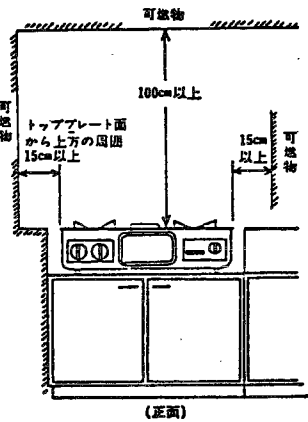
四月一日施行 白根地区消防事務組合火災予防条例

今回の改正は、近年、科学技術が進歩したことにより、火気を使用する機器の種類も非常に多くなり、その構造も複雑になってきたことが原因で発生する火災を予防しようということから改正されたものです。

みなさんに関係する主な改正点は次のとおりです。

- 一 火気を使用する設備及び器具を設置又は使用する場合は、使う燃料別及び機器別に建築物の部分又は可燃性の物品(燃える物)から安全な距離がこまかく定められました。

◎ ガスこんろの設置例



- 二 火気を使用する設備の多様化及び複雑化に伴い、設備に附属する煙突又は排気筒の区分を明確にするとともに、塵ガス等に火粉が含まれない排気筒などで、一定の条件を満たすことにより安全性が確保される場合は、基準の一部を緩和することができるようになりました。
- くわしいことについては、消防署(分署)におたずねください。

家族で守ろう 交通弱者

春の全国交通安全運動・4月6日~15日

暖かい日差しに誘われて、何となく外出したい気分になってしまいませんか? 春はそんな季節です。でも気をつけてください。狭い日本には人や車があふれています。

昭和五十八年春に発生した交通事故は、全国で五十二万五千九百三十三件(一日平均千四百四十一件)。前年に比べて二万三千六百四十二件(四・七%)も増えています。

なかでも二輪車の事故、歩行者のお年寄りの事故、自転車乗車中の子供とお年寄りの事故が目立って増えています。

四月は新入学・新入園の季節です。



節です。ま新しいランドセルや黄色い帽子の子供たちが元氣よく通学・通園するのもうすです。

これらの子供たちやお年寄りを交通事故から守るために四月六日から十五日までの十日間、「春の全国交通安全運動」が実施されます。

この運動は、

- 一、子供と高齢者の交通事故防止
- 二、二輪車の交通事故防止
- 三、シートベルト・ヘルメット着用の推進

歩行者もドライバーも暖かい陽気に気を緩めることのないよう、みんなで交通安全を確認し合ってください。

1. 第3期対策期間中の転作等目標面積

項目	第3期目標面積		(うち) 他用途米(C)
	転作等目標面積(A)	実転作(B)	
月岡村	68.5	61.9	6.6

2. 事前売渡申込限度数量

	昭和59年度	昭和58年度	前年度との割合	比較増減
	うるち	1843260kg (3,072.1) 俵		
も ち	188940 (3,149)	192720 (3,212)	98.03	△ 3,780 (△ 63)
計	2032200 (3,387.0)	2161560 (3,602.6)	94.01	△129360 (△2,215) 俵